

静岡市消費生活センターイメージキャラクター
「かいけつ！ハナミン」の着ぐるみ貸出し等要領

(趣旨)

第1条 静岡市消費生活センターのイベント等における啓発事業を効果的に行うために制作された静岡市消費生活センターイメージキャラクター「かいけつ！ハナミン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」）の貸出し等について必要な事項を定めるものとする。

(貸出し等基準)

第2条 公益性のあるイベント等で消費生活センターの啓発事業を効果的に行えるものとして以下の基準全てを満たさなければならない。

- (1) 多くの静岡市民に啓発等することができるイベントであること
- (2) 特定の企業・政党・宗教団体等の利益（集客・勧誘）のためではないこと
- (3) イメージキャラクターのイベント等への参加料等が無料であること

(借用申込み)

第3条 借用予定日から起算して7日前までに物品借用申請書（静岡市物品管理規則様式13号）を静岡市消費生活センターに提出するものとする。

- 2 前項の申請を受け、借用を許可する際は物品貸付許可書（静岡市物品管理規則様式14号）により通知する。

(借用期間)

第4条 借用期間は借用日前2日以内から借用日後2日以内までの期間とする。また、一度の借用日数は連続7日以内とする。ただし、クリーニングして返却する場合はこの限りでない。

(使用料)

第5条 無料とする。

(受領及び返却)

第6条 借用者は、静岡市消費生活センターから着ぐるみを直接受け取り、借用後は、責任を持ってすみやかに返却するものとする。

- 2 貸付する着ぐるみ一式は以下のとおりである。
 - (1) 頭部
 - (2) 胴体
 - (3) ズボン

(4) 靴

(5) 袋 (収納用)

(禁止事項)

第7条 借用者は、静岡市消費生活センターの許可なく着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。

2 借用者は、着ぐるみ等を承認された内容以外で使用してはならない。

(損害賠償)

第8条 借用者の故意又は重大な過失により着ぐるみを破損した場合は、借用者は修繕費用等を負担するものとする。

2 着ぐるみの借用者が、着ぐるみを借用中に、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、借用者が、その損害賠償の責任を負うものとする。

(市の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、借用者が被った被害に対しては、静岡市は一切その責めを負わない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。